

令和8年度

妙高国有林森林整備事業（造林）

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書（案）
- 2 契約情報の公表様式

兵庫森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収 入
印 紙

1. 事業名 妙高国有林森林整備事業（造林）
 2. 事業場所 別紙事業箇所位置図のとおり
 3. 事業量 別紙2事業内訳書のとおり
 4. 事業期間 自 契約締結日の翌日から
 至 令和8年11月30日まで
 ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙2事業内訳書のとおり

5. 請負金額 ¥ . -
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）
 額 ¥ . -）
 [注]（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
 （適用されるものは○印、削除されるものは×印である。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前払金	分の 以内
×	中間前払金	第35条第4項
	部分払	回以内
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7. 利用物件及び支給材料

品名	品質規格	数量	引渡場所	引渡年月日
植栽器具	コンテナ苗用	別途協議	兵庫森林管理署	別途協議

8. 特 約 事 項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (4) 約款第38条第1項は、別紙2事業内訳書の作業毎に適用するものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1
分任支出負担行為担当官
氏名 兵庫森林管理署長 ○○ ○○ 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

森林事務所	事業期間	作業種	記番	国有林	林小班	数量	適要
篠山	契約締結日の翌日 ～ 令和8年11月30日	植付	105	妙高	202と外2	0.05ha	新植 コンテナ苗 スギ 100本
			106	妙高	202ち	1.32ha	新植 コンテナ苗 スギ 2,640本
						3.76ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 7,896本
			計		5.13ha		
		防護柵設置	105	妙高	202ち外	1,202m	支柱のみ 110m 立木併用 1,082m 土留め用 10m
			計		1,202m		
		単木保護管設置	105	妙高	202と外2	26本	
			計		26本		
		支障木伐倒	110	妙高	201り	7本	0.73㎡ (幹、枝条)
			111	妙高	201と	5本	1.76㎡ (幹、枝条)
			112	妙高	201ち	1本	0.09㎡ (幹、枝条)
			計		13本	2.58㎡	

森林整備事業 作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料(苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料)の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

特記仕様書

- 1 事業地周辺に兵庫県版レッドリスト 2020 に分類されているクリンソウの自生地がある。通勤や資材の搬入時にはクリンソウの保全に努め、特に、クリンソウ保護用地敷として地元団体に使用を許可している区域を通行する際には、歩道を通行し、自生地に立ち入らないこと。

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生イノシシの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 3 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生イノシシの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

植付仕様書 (マルチキャビティーコンテナ苗)

(地拵の確認)

1. 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

2. 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	植付本数(本)
スギ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2000本/ha
ヒノキ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2100本/ha

3. 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
4. 無地拵又は全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は、原則次のとおりとする。

植付樹種	列間距離	苗間距離
スギ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2. 24m	2. 24m
ヒノキ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2. 18m	2. 18m

(苗木の管理)

5. 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付要領)

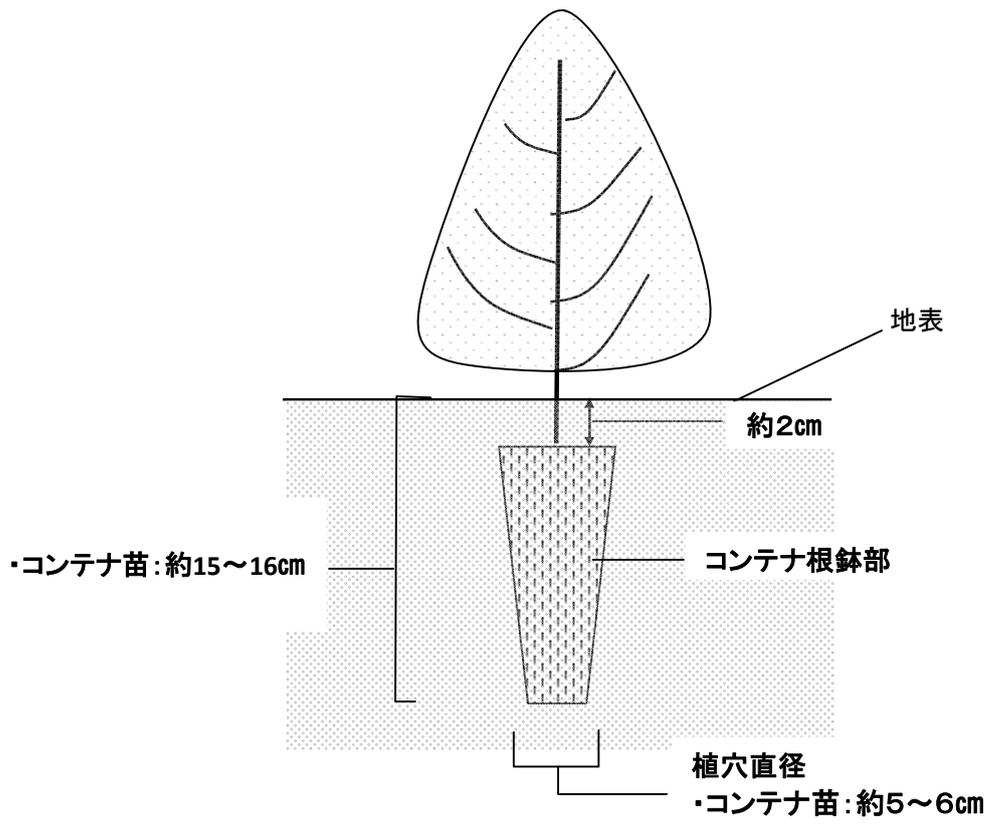
6. 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し(列間、苗間の印を付したもの)を用いて植付地点を決定する。
7. 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
8. 植栽器具を植栽地点に挿し込み、直径約5~6cm、深さ約15cm~16cmの植穴をつくる。
9. 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるように据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
10. 根鉢の上部に軽く土をかけた後、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)
11. 根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

12. 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
13. 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

(その他)

14. その他必要事項に関しては監督職員の指示に従うこと。



苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1. 苗木の品質規格、数量は次に示すとおりとする。

樹種	苗齢	苗長	根元径	数量	根鉢部	備考
スギ	2年生以上	30cm以上	3.5mm上	2,740本	150cc	花粉の少ない苗木※
ヒノキ	2年生以上	30cm以上	3.5mm上	7,896本	150cc	花粉の少ない苗木※

※花粉の少ない苗木は、無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木又は特定苗木とする。

2. 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) 根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3. 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4. 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5. 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束すること。また、根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6. その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置(スカートネット設置含む)仕様書

(作業順序)

1. 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し、監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

2. 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
3. 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1) また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、斜面勾配が緩やかになった箇所に設置する。
4. 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
5. 柵の安定を図るため控えロープをネット上部の張りロープを挟んで原則各1本設置し、アンカーで地面に固定すること。また、特に力がかかる支柱や土質が不安定な箇所については、必要に応じて控えロープを2方向に張り支柱の安定をはかること。(別図2)
6. 出入口は2箇所以上設置し、立木ではなく支柱を用いること。

(立木支柱の使用及び固定)

7. 立木使用の箇所では、できるだけ立木を利用するものとする。立木は生立木を使用し、胸高直径6cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用すること。枯死木あるいはいずれ枯死するような折損木は使用しないこと。立木間隔は3m程度とし、必要に応じて監督職員と協議すること。
8. 立木利用による本体ネット取り付けは、上段(2.0m程度)と中段(1.0m程度)でロープを使用して括り付けるとともに、下段(下張りロープ箇所)は又釘を使用して根株に固定すること。
9. 急傾斜地の生立木の使用では、立木の斜面上部側にネットをロープで固定する。
10. 上段の括り付けロープについては、ネット上部の上張りロープに通して固定する。

(ワイヤーロープの取り付け)

11. ロープフックを取り付けた単管を始点(0m)・中間点(約25m)・終点(約50m)に設置する。
12. ワイヤーロープ用控え杭を単管から約3m離して設置しウインチを取り付ける。なお、標高が高い方を始点としてウインチを取り付けること。
13. ワイヤーロープをロープフック及び支柱キャップに通して、ウインチを使いロープを緊張をさせること。なお、緊張させすぎないように気をつけること。
14. 地形に応じて補助支柱を設置し高さや下部の浮き上がりを押さえること。
15. ネットは50m毎に約1m重複箇所を設定すること。(別図3)

(ネット下部の固定)

16. ネットの設置上及び付近の灌木や枯損木は、設置時や設置後に支障となるものがあれば処理を行い、設置上から取り除いたうえ、ネットの設置を行うこと。
17. ネットの下端にロープを通し、ネットと地面との間に隙間をつくらないう、1mに1箇所以上、アンカーでロープを地面に固定させることとする。なお、固定する箇所に根株などがある場合であって、根株が長期間耐久性の見込まれるものである場合には、釘等でネットと根株を固定してもよい。ただし、根株は地際まで切り、シカ等が侵入しないようにネットと根株の間に隙間をつくらないうこと。
18. 設置箇所周辺で石礫等が多い場所や根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを釘等で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
19. アンカーを設置する場合は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。
20. 地際の間からのシカ等の侵入防止のため、ネット設置上に存置木等の丸太が横切る場合は原則取り払いを行い、ロープを地面に定着させ固定すること。

(ネットの張り具合)

21. ネットの上端にネットを張るためのロープを通し、上端の張りロープは、支柱キャップ等の器具により、ロープのゆるみが生じないように支柱先端に固定させるものとする。
22. ネットのゆるみ、しまりが均一になるようにネットの目合いが正方形になるようにすること。
23. ロープを延長する際は、ロープのゆるみが生じないようにロープの結び目は支柱を起点とし、結び目はロープ同士を互いに編み込むなど解けないように結ぶこと。

(スカートネットの設置)

24. スカートネットの上端、下端にはロープを通し、スカートネットの上端ロープと本体ネットとを地面から高さ約0.45mの位置で固定すること。固定は結束バンドで約1m毎とする。
25. スカートネットの下端のロープは本体ネット下部から約0.90m離れた位置に接地させ、約1m毎にアンカーでロープを地面に固定させることとする。
26. 防護柵を新たに設置する箇所については、スカートネットと本体ネットとの空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を可能な限り入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

(飛び込み防止ロープの設置)

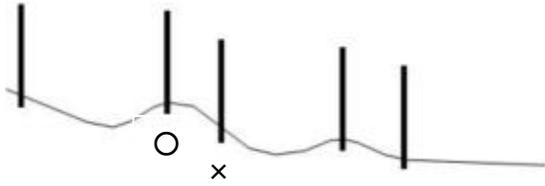
27. 上張りロープの上部に位置するように飛び込み防止ロープを張り、ネットとは固定しないこと。
28. 支柱使用の箇所は、支柱キャップにしっかりと固定し、たるみが発生しないように張ること。
29. 立木支柱使用の箇所は、上張りロープと同様に立木の括り付けロープに通して固定する。
30. 支柱間において、飛び込み防止ロープに等間隔でピンクテープを取り付け、約30cm垂らすこと。

(その他)

31. その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

(別図1)

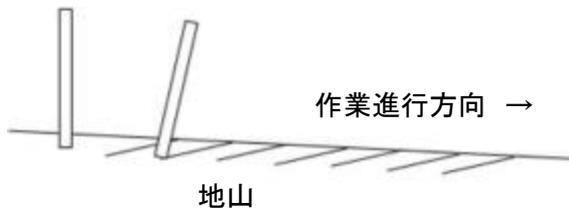
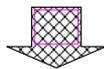
支柱の固定方法



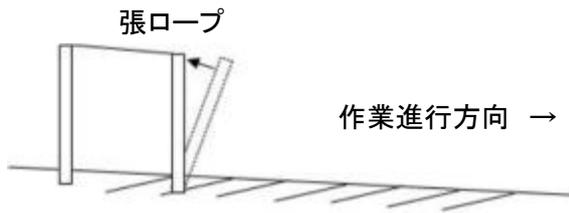
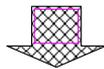
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



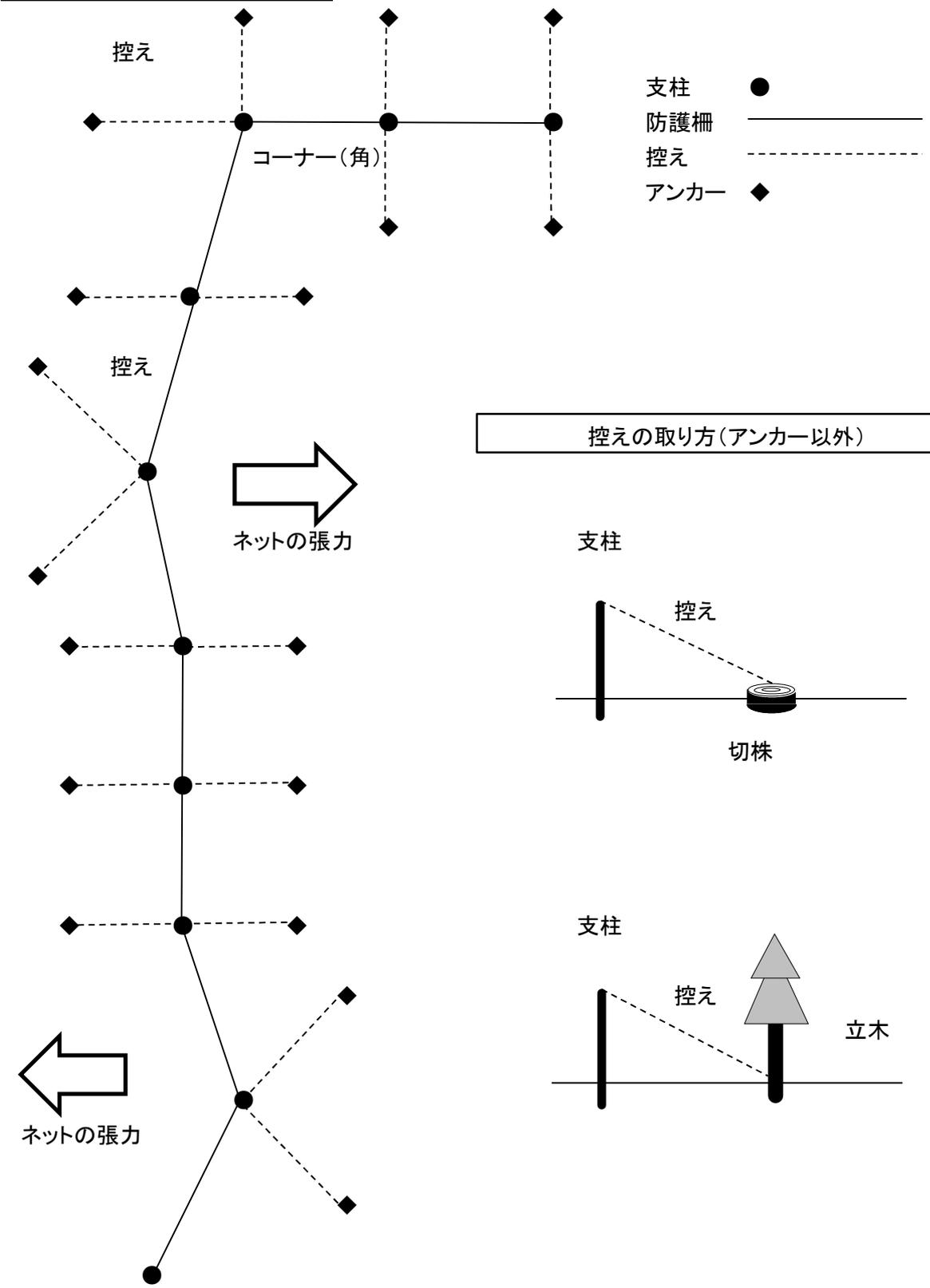
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



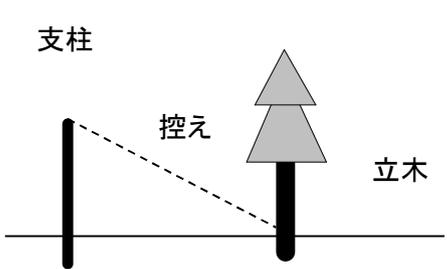
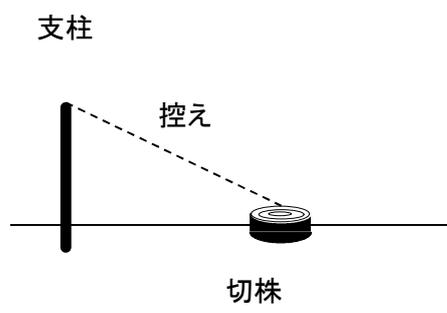
ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

(別図2)

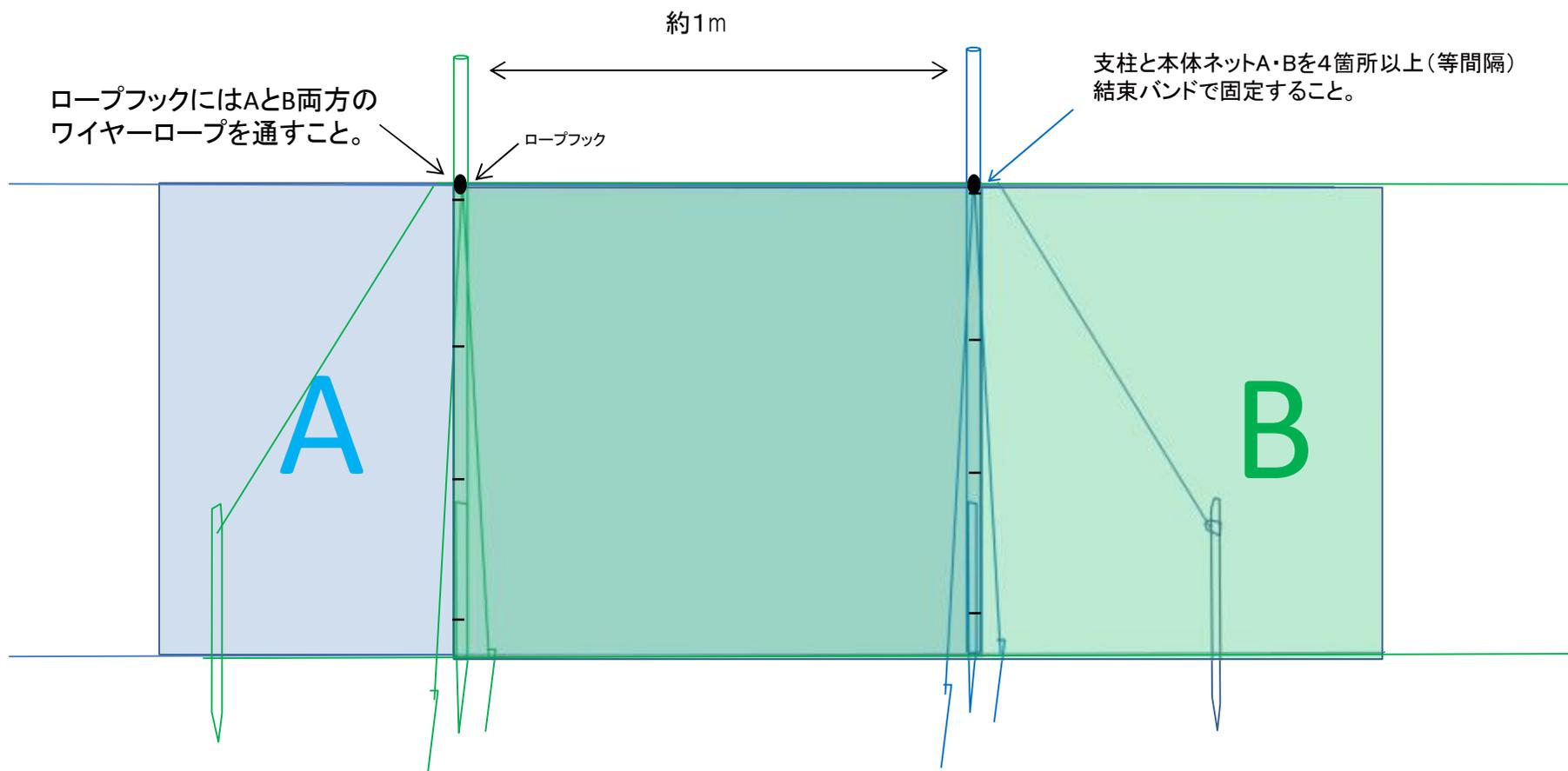
控えロープの設置方法



控えの取り方(アンカー以外)



(別図3)



約1m程度防護柵を重ねて設置すること。
また、結束バンドやロープ等を使用し
重ねた箇所から獣が侵入できないようにすること。

防護柵(土留め用)設置特記仕様書

(支柱の固定)

1. 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
2. 柵の安定を図るため控えロープを山側に2本設置し、アンカーで地面に固定すること。

(ネット下部の固定)

3. ネットの下端にロープを通し、ネットと地面との間に隙間をつくらないう、1mに1箇所以上、アンカーでロープを地面に固定させることとする。なお、固定する箇所に根株などがある場合であって、根株が長期間耐久性の見込まれるものである場合には、釘等でネットと根株を固定してもよい。
4. アンカーを設置する場合は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

5. ネットの上端にネットを張るためのロープを通し、上端の張りロープは、支柱キャップ等の器具により、ロープのゆるみが生じないように支柱先端に固定させるものとする。
6. ネットのゆるみ、しまりが均一になるようにネットの目合いが正方形になるようにすること。
7. ロープを延長する際は、ロープのゆるみが生じないようにロープの結び目は支柱を起点とし、結び目はロープ同士を互いに編み込むなど解けないように結ぶこと。

(その他)

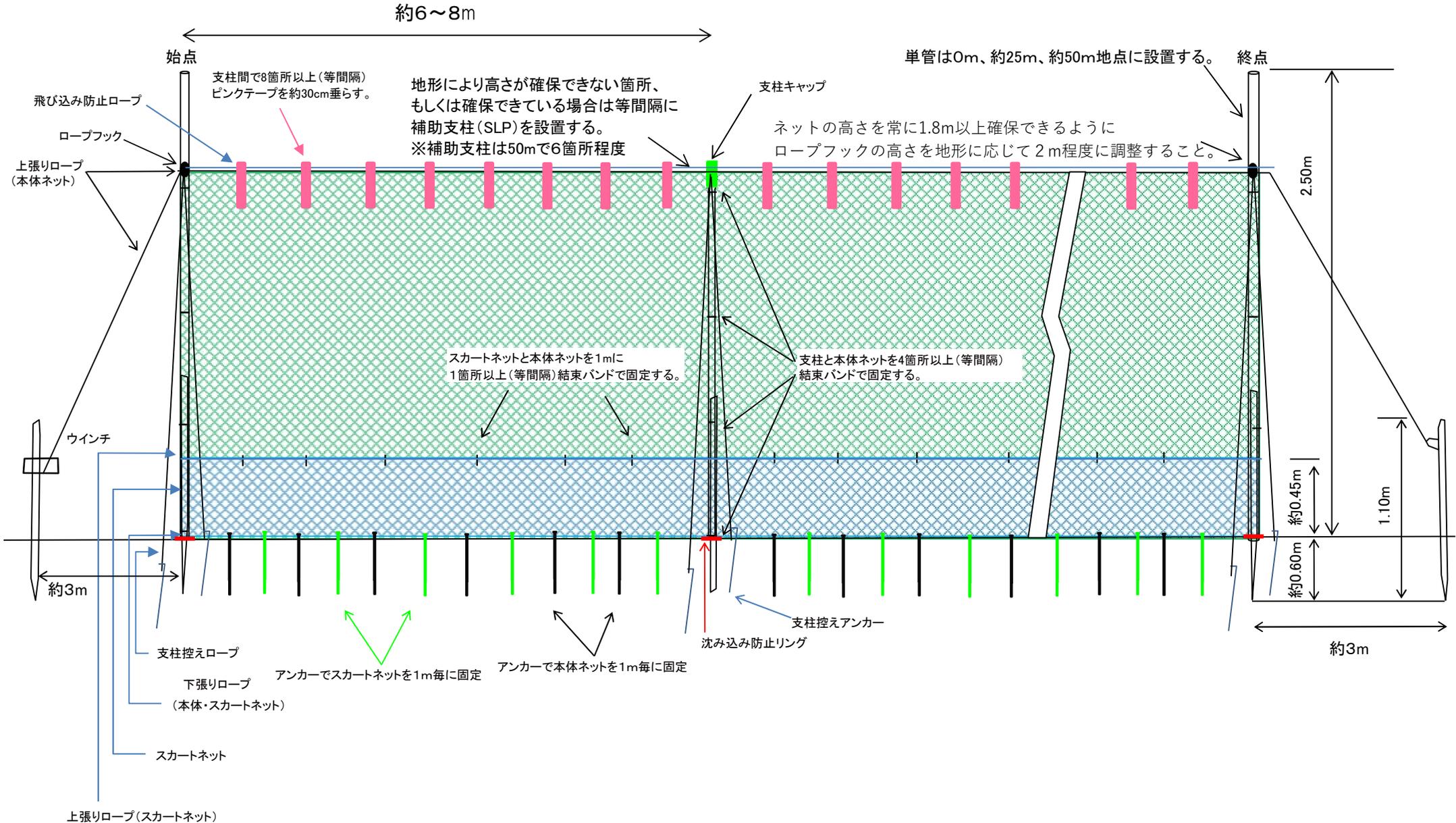
8. その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

防護柵標準図 1

(支柱のみ)

(本体ネット上張りロープ：ワイヤーロープ使用)

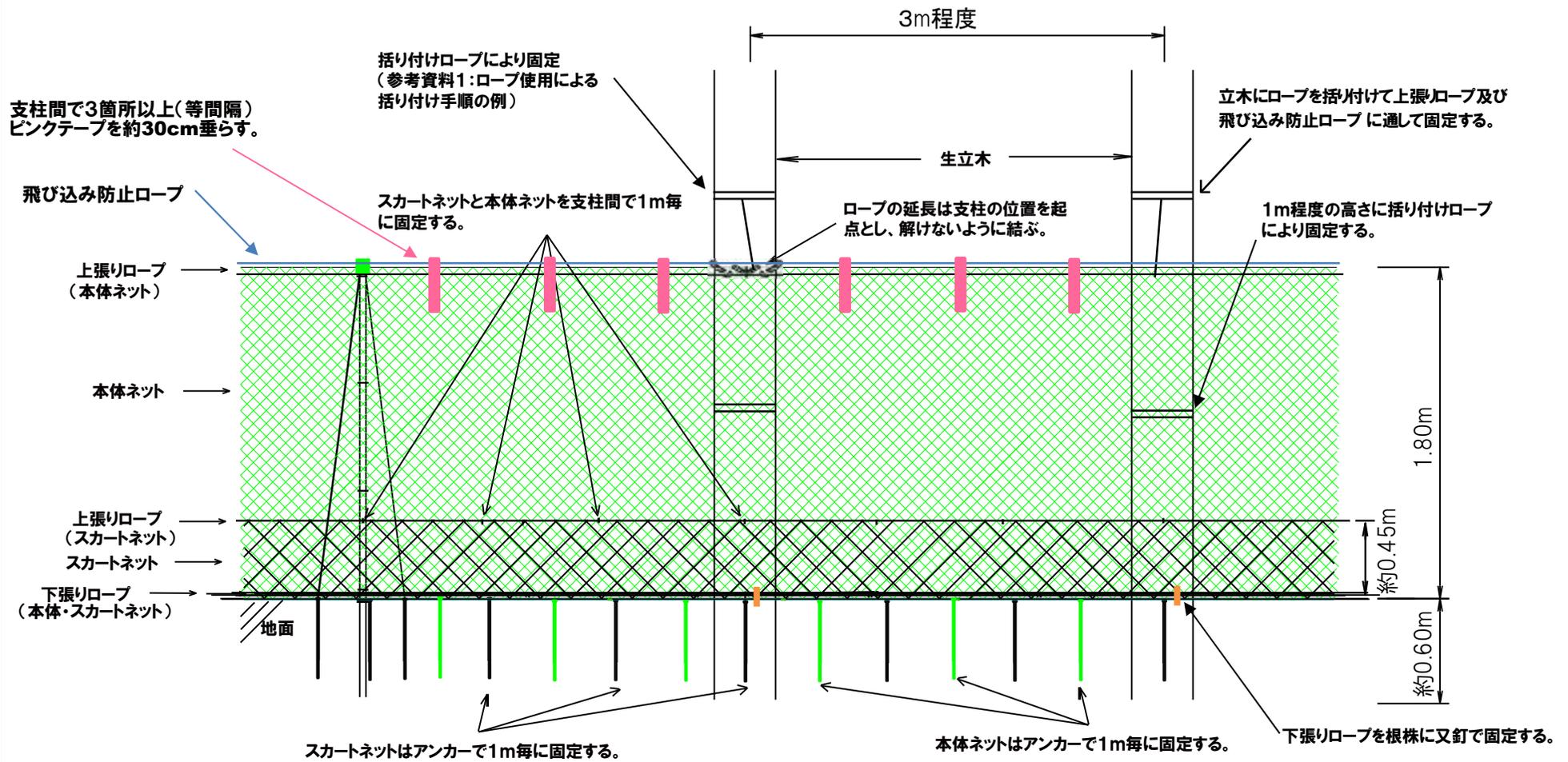
ワイヤーロープが50mのため別図3を参照して防護柵を延長すること。



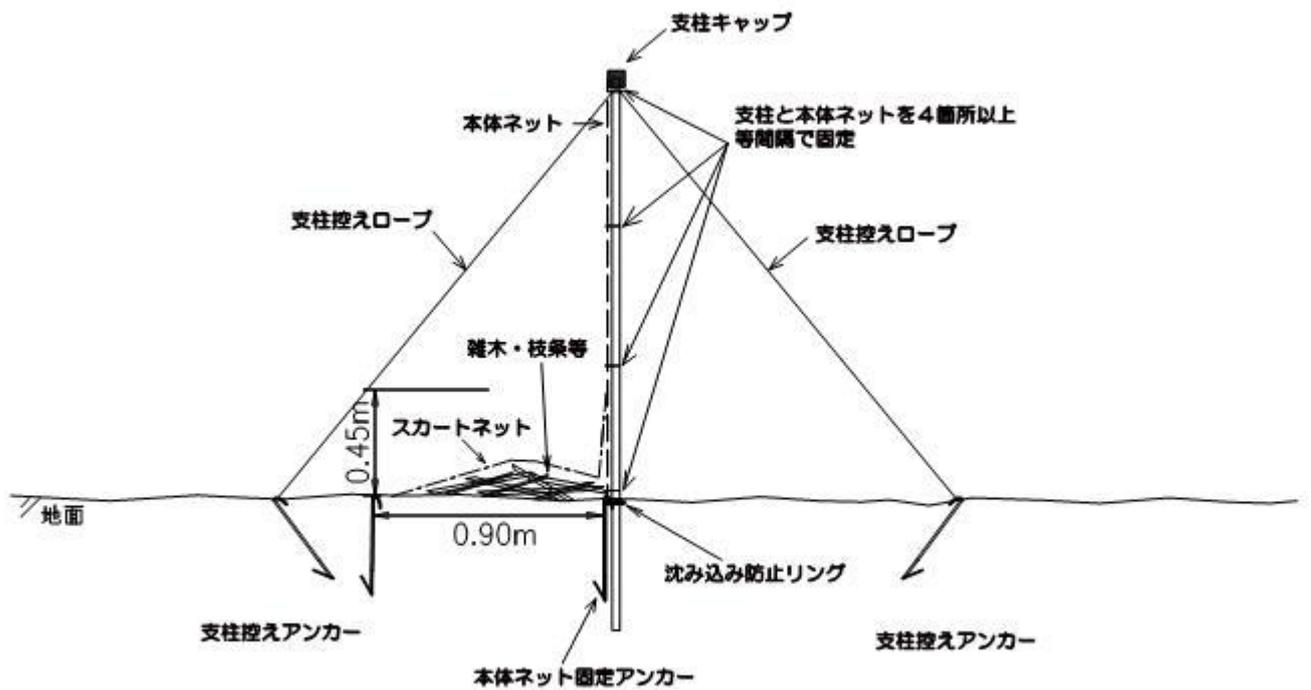
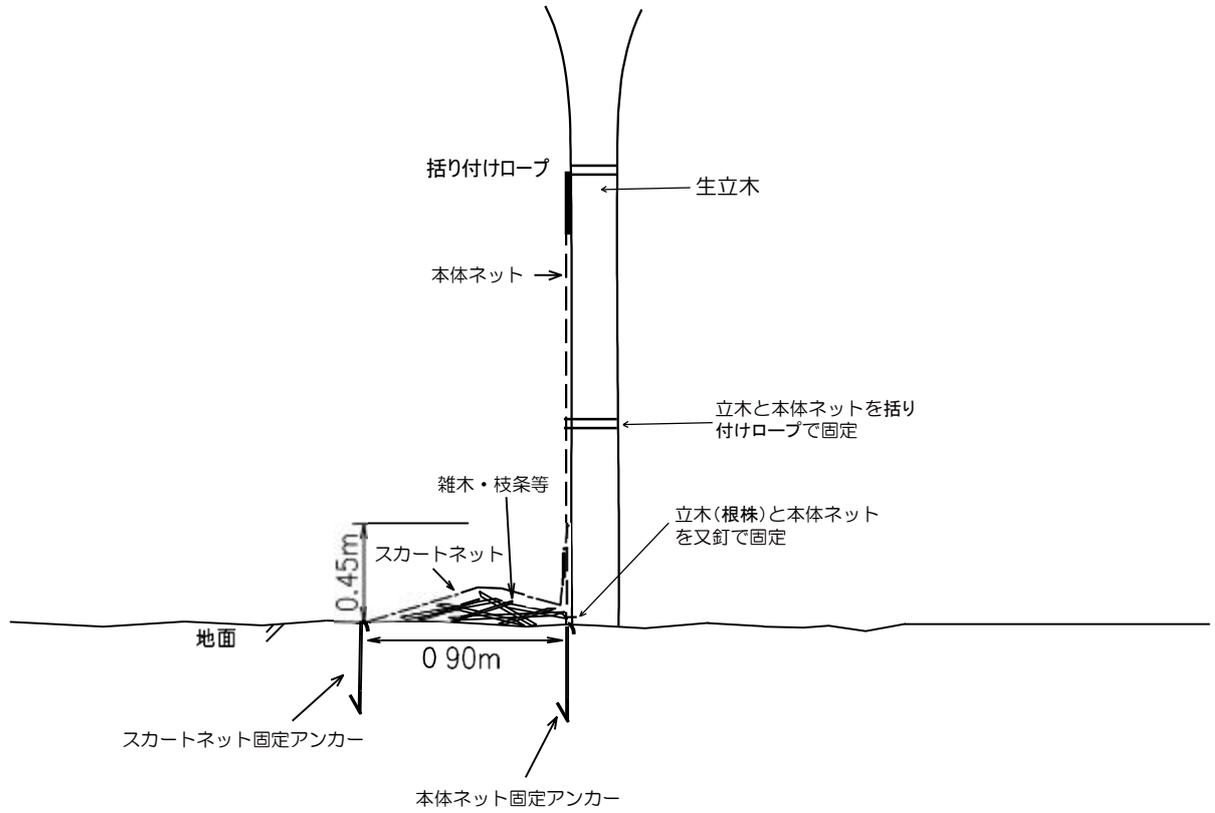
防護柵標準図 2

(立木・支柱併用)

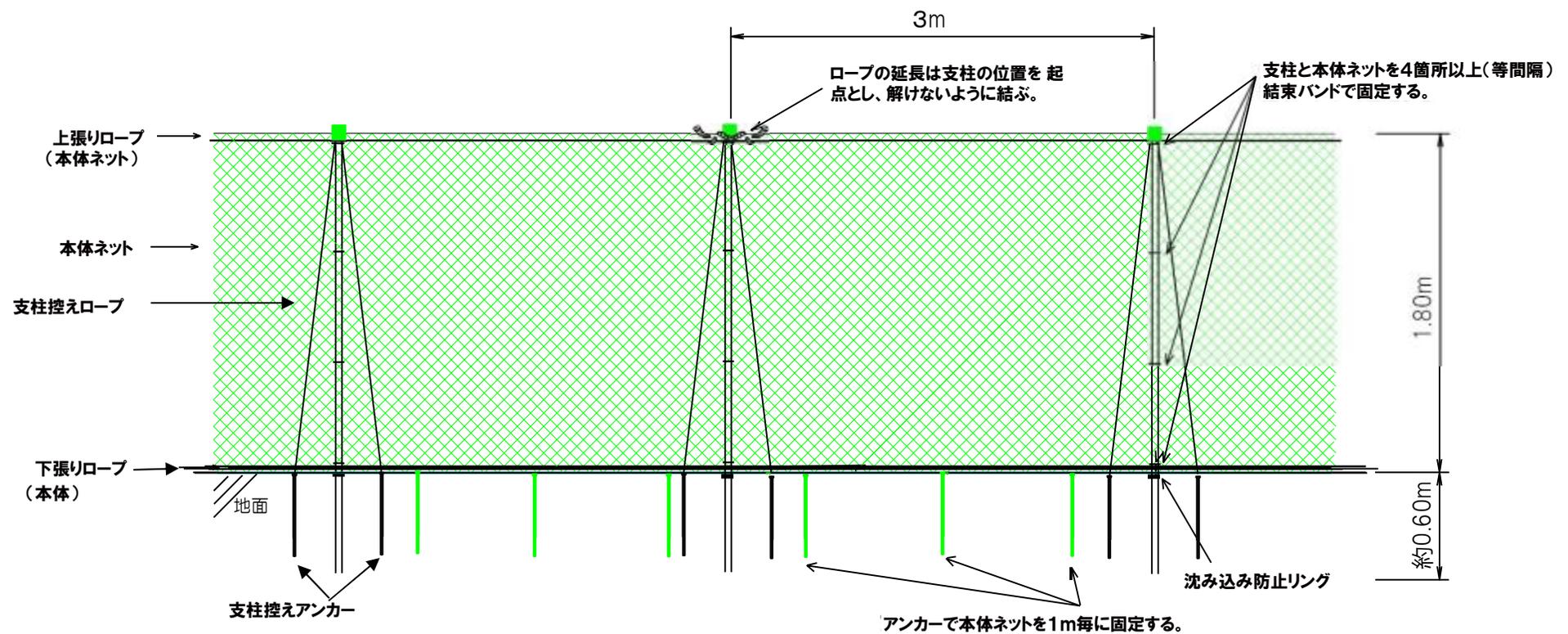
(本体ネット上張りロープ：PPロープ使用)



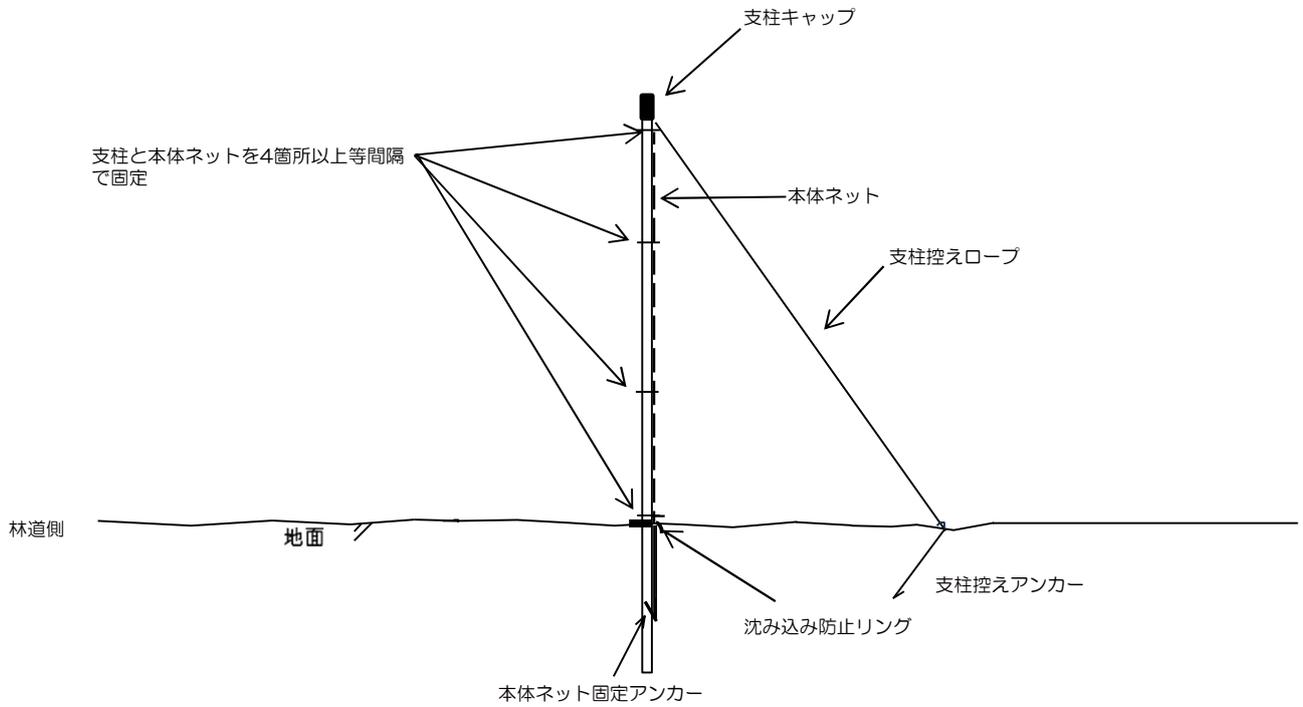
防護柵標準図 3 (断面)



防護柵（土留め用）標準図4 (支柱のみ・スカートネットなし)



防護柵（土留め用）標準図5



参考資料 1

〔立木利用による獣害防護柵設置（ロープ使用による括り付け）手順の例〕

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



防護柵物品購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	ポリエチレン 200d/120本 ステンレス線 0.29×4本 網目100mm・高さ1.8m・長さ50m	25枚	
網用上張り ワイヤーロープ(本体ネット)	ワイヤーロープ G/0 6×7 径4mm・60m (ドラム巻) 片リングフック付き片切	3巻	
網用上張り ロープ(本体ネット)	ポリプロピレン・径8mm・長さ55m	22巻	
網用下張り ロープ(本体ネット)	ポリエチレン・径8mm・長さ55m	25巻	
ワイヤー用支柱(丸パイプ)	鋼管 径48.6mm×長さ2500mm	8本	
ワイヤー用支柱(杭)	鋼管杭 径42.7mm×長さ1500mm	8本	
支柱用ロープフック	鉄製 48.6mm用	8個	
ワイヤー控え用杭	鋼管杭 径48.6mm×長さ1100mm	5本	
ウインチ	小型ウインチ	3個	
支柱(丸パイプ)	鉄・厚さ1mm・径38.1mm・長さ1.8m	75本	
支柱(角パイプ)	鉄・厚さ1.6mm・25mm角・長さ1.5m	73本	
支柱キャップ	※上記支柱に適合するもの	75個	
本体ネット固定アンカー	かえし付き異形鉄アンカー 径10mm・長さ400mm	1,202本	
スカートネット	ポリエチレン 400d/30本 網目50mm・幅1.35m・長さ50m	24枚	
スカート用上張りロープ	ポリエチレン・径4mm・長さ55m	24巻	
スカート用下張りロープ	ポリエチレン・径4mm・長さ55m	24巻	
スカートネット固定アンカー	かえし付き異形鉄アンカー 径10mm・長さ400mm	1,192本	
支柱控えロープ	ポリエチレン・径6mm・長さ55m	10巻	
支柱控えアンカー	かえし付き異形鉄アンカー 径10mm・長さ400mm	146本	
又釘	鉄(ユニクロメッキ)・#14 幅14mm・長さ38mm・重さ1kg	5箱	
結束バンド	4.4mm×200mm 耐熱性・耐候性・100本入	16袋	
沈み込み防止リング(鋼管用)	角型 鉄 75mm	73個	
沈み込み防止リング(角型)	角型 鉄 75mm	8個	
括り付けロープ	ポリエチレン・径6mm・長さ55m	48巻	
飛び込み防止ロープ	ポリエチレン・径6mm・長さ55m	24巻	
識別テープ	厚さ0.08mm×幅15mm×長さ50m・ピンク	8巻	

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
5. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

単木保護管設置仕様書

(作業順序)

1. 植付、単木保護管設置を一括契約した場合は、植付と同時にチューブを設置すること。

(支柱の打ち込み)

2. 植栽苗を挟み、支柱2本をチューブの間隔(10cm)で山側と谷側に打ち込むこと。
3. 土中に30cm以上打ち込み、支柱をきっちり固定すること。

(ネット下部の固定)

4. チューブにリングを3個通し、リングはチューブの上・中・下の位置に固定すること。
5. チューブは直径10cmの円柱形に成型させ、へこみや変形等がないこと。

(植栽苗への設置)

6. チューブに入れやすいよう植栽苗の枝を軽く束ね、植栽苗にチューブを被せること。
7. 先端が曲がらないように植栽苗全体を入れ、植栽苗下部の枝がチューブからはみ出さずような場合は、枝を剪定すること。

(支柱とチューブの固定)

8. 固定紐をリングとチューブの間隙に通し、通した紐は支柱に巻きつけ、しっかり縛ること。
9. 紐の結束箇所は、上・中・下の計6箇所とする。

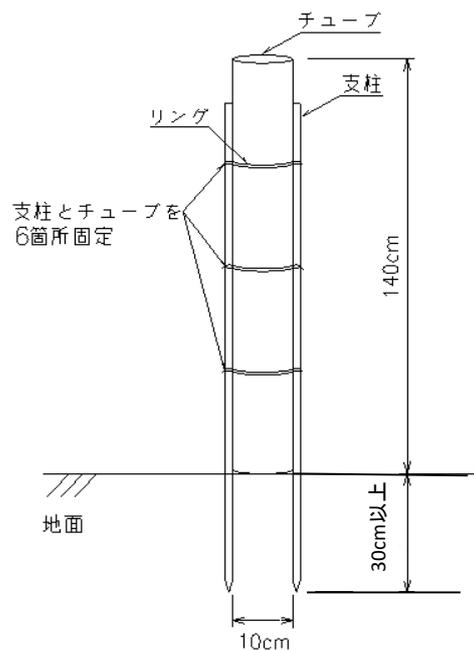
(設置後の確認事項)

10. チューブ内の苗木先端が真っ直ぐ上を向いていること。

(その他)

11. その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

(別図)



単木保護管購入仕様書

1. 単木保護管の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
チューブ本体	ポリプロピレン 厚さ0.5mm・直径10cm・長さ140cm	26枚	耐久性: 5年以上
支柱	鋼管支柱 耐候グレードPE樹脂 径20mm・長さ1,800mm	52本	
固定リング	ポリカーボネート 径10cm・幅1.5cm・厚さ2mm	78個	
固定紐	ナイロン 耐候グレード樹脂 幅4.3mm・長さ157mm	156本	

2. 単木保護管購入にあたっては、上記の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
3. チューブ本体等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
4. その他必要事項については監督職員の指示によること。

支障木伐倒仕様書

(支障木の標示)

- 1 伐倒対象木はテープにより標示している。
- 2 支障木の内訳は次に示すとおりとする。

樹種	本数	立木材積[m ³]
ヒノキ	1	0.03
アカマツ	2	1.29
コナラ	1	0.35
アラカシ	4	0.39
その他広葉樹	5	0.52
計	13	2.58

(伐倒作業)

- 3 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。

(伐倒木の処理)

- 4 伐倒木は河川流出防止のため、流出のおそれのある沢等より樹幹、末木枝条を隔離して地面に安定させること。
- 5 伐倒木の樹幹を確実に接地し、転動しないよう必要な措置を講ずること。
急傾斜地等で伐倒木が転動する恐れのある箇所については、等高線上に転動防止の受杭を設置する等の措置を講ずること。
- 6 伐倒木が上下に重なり合った状態で放置しないこと。
- 7 防護柵設置箇所にかかる伐倒木は、適当な長さで玉切りを行い、設置の支障とならない場所へ集積すること。

(その他の事項)

- 8 その他必要事項については、監督職員の指示によること。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

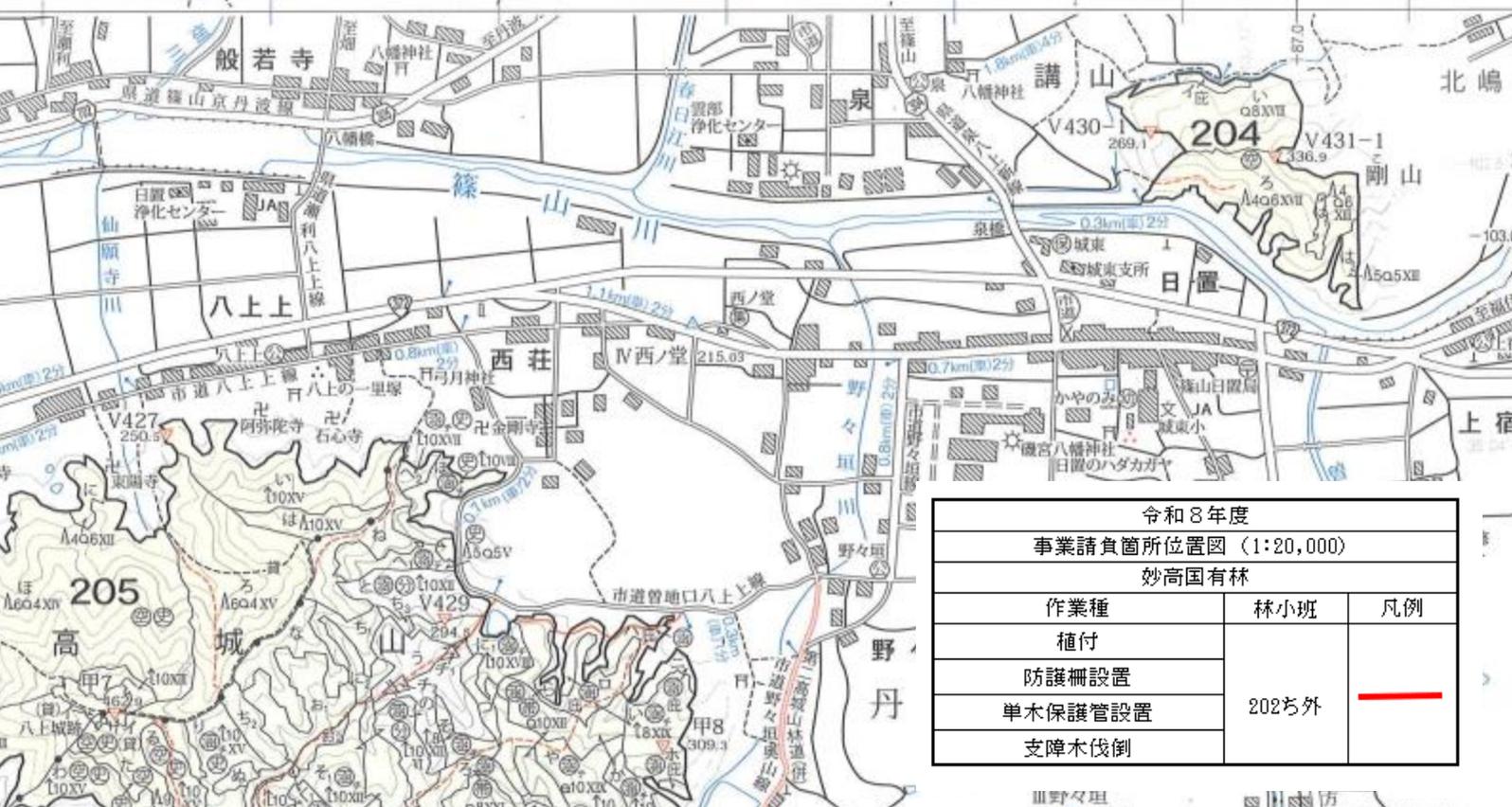
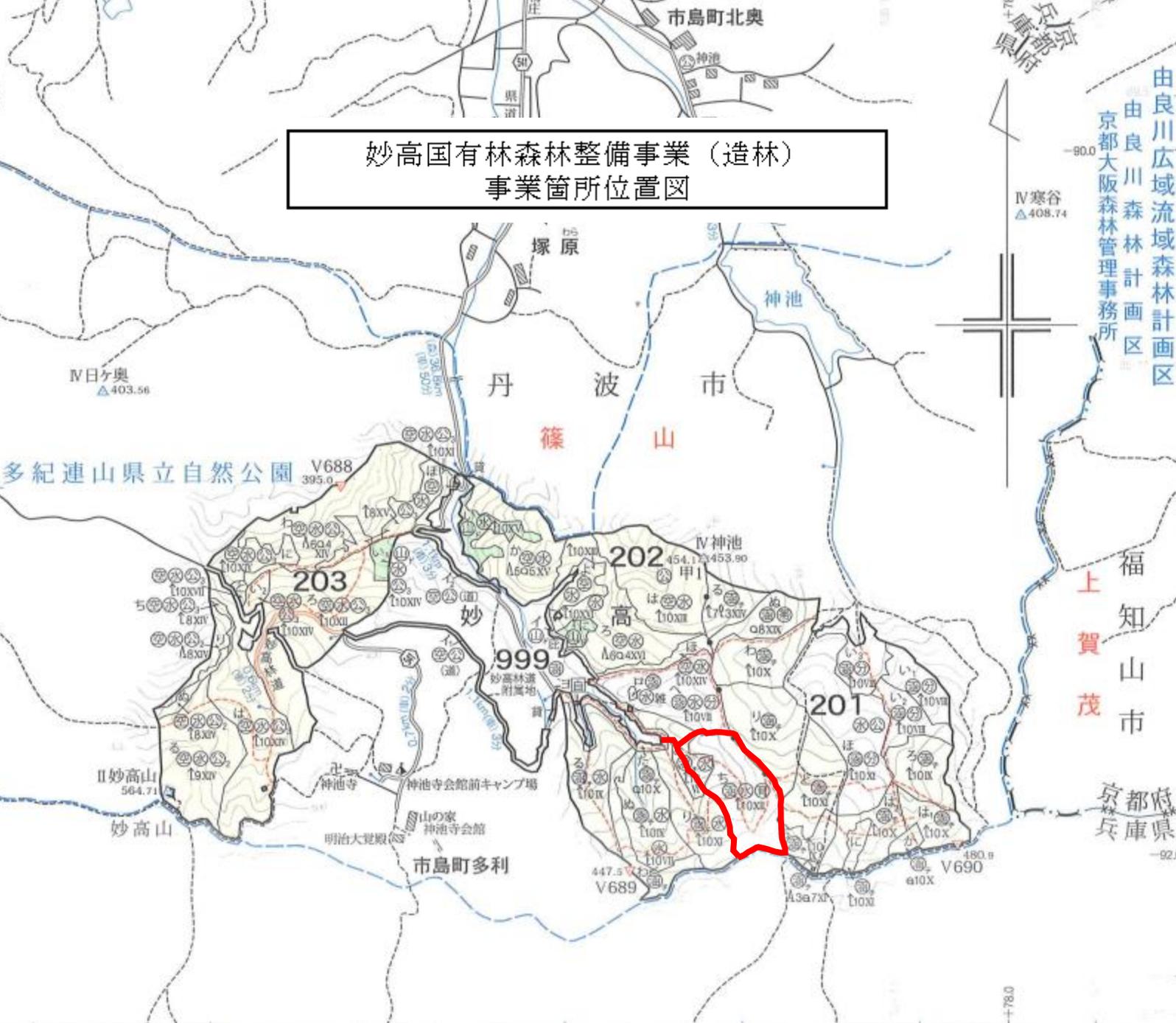
請負者

現場代理人

事業名								事業場所							
発生日時	令和 年 月 日(曜日)				時	分	天候								
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物または環境に ④どのような不安全または有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。														
被害状況	人的被害・物的被害を記載														
被災者	氏名				生年月日	年	月	日(歳)	性別	男・女	職業				
	連絡先										経験年数				
	傷病名				傷病部位				休業見込期間・死亡日時			被災場所			
今後の対策															
所見・状況															

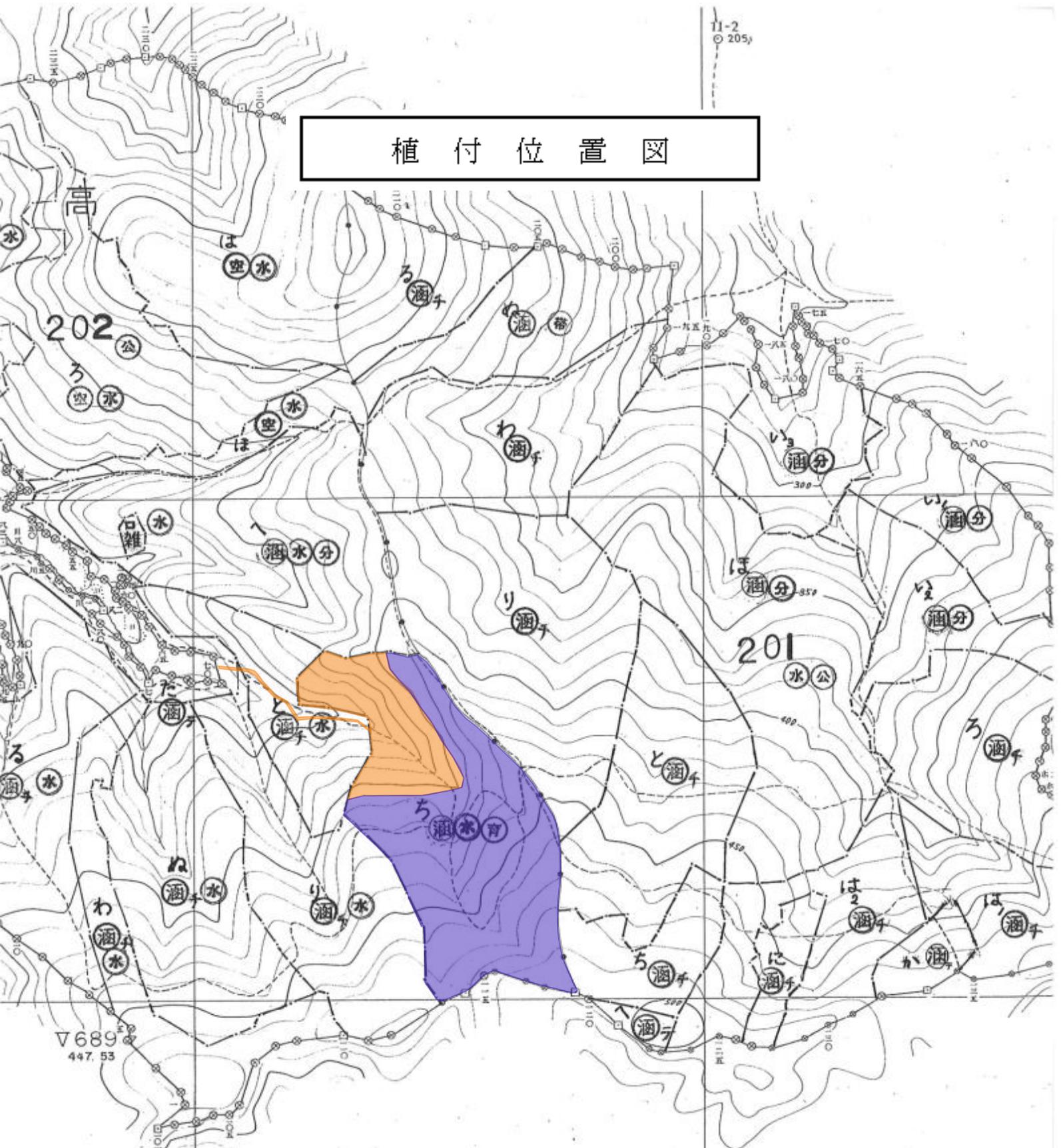
注)労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

妙高国有林森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



令和8年度		
事業請負箇所位置図（1:20,000）		
妙高国有林		
作業種	林小班	凡例
植付	202以外	
防護柵設置		
単木保護管設置		
支障木伐倒		

植付位置図



丹波市

令和8年度 事業請負箇所位置図 (1:5,000) 妙高国有林		
作業種	林小班	凡例
植付 (スギ)	202と 202ち 202の 202た	
植付 (ヒノキ)	202ち	